

●返戻金制度に関する事項

- ・ 当事業所は返戻金制度を設けています。返戻金制度の内容は以下のとおりです。

1. 紹介者が入社後 3 か月以内に退職または在留資格を失った場合、弊組合は以下の基準に従い、紹介先に対して返戻金を支払う。
 - 入社後 1 か月以内 → 手数料の 80%
 - 入社後 2 か月以内 → 手数料の 50%
 - 入社後 3 か月以内 → 手数料の 20%
 - 入社後 3 か月を超えた場合 → 返戻なし
2. 前項の「退職または在留資格の喪失」には、以下を含む。
 - 紹介者が自己都合により退職した場合
 - 規律違反や無断欠勤により契約が終了した場合
 - 在留資格要件を満たさず資格が取消となった場合
3. ただし、以下の事由による場合は返戻対象外とする。
 - 紹介先の責めに帰すべき事由（労働条件違反、ハラスメント、事業縮小等）
 - 在留資格更新に必要な対応を紹介先が怠った場合
4. 返戻金は、退職日または在留資格喪失日から 30 日以内に紹介先の請求に基づき弊組合が支払う。